

【返戻金制度について】

当社より紹介し採用された求職者に係る雇用契約が短期間で終了した場合（当該求職者の一身上の都合により退職した場合に限ります）、求人者から申し受けた手数料の一部を、原則として以下の割合で払い戻しいたします。

入社後3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

払戻しの条件については、求人者と締結する紹介手数料に係る契約書において定め、個別の契約により異なる定めをする場合があります。

なお、紹介予定派遣により紹介をし採用された場合、および、派遣先から求人を受け付け当該派遣先で就業した派遣労働者を紹介し採用された場合には、紹介手数料の払い戻しはいたしません。

許可番号：13-ユ-305912
株式会社パーソナライフケア